

議会運営委員会会議録（第2回）

日 時 令和3年3月23日（火） 開会時刻 午後4時48分
閉会時刻 午後4時53分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 望月 勝 副委員長 白壁賢一
皆川 巖 河西敏郎 浅川力三 水岸富美男
市川正末 流石恭史 土橋 亨 古屋雅夫
議長 桜本広樹 副議長 杉山 肇
委員外議員 藤本好彦 佐野弘仁 小越智子

欠席者 なし

執行部出席者 なし

議 題

1 再議の取り扱いについて

（1）質疑について

- 質疑については、自民党誠心会 向山憲稔議員から発言通告があったことが報告された。
- 質疑の発言時間は、前回の当委員会において自民党誠心会については10分以内とし、再質疑及び関連質疑は行わない扱いとしたことが確認された。

（2）討論について

- 討論は、皆川巖議員から先に修正議決した第17号令和3年度山梨県一般会計予算について賛成の、渡辺淳也議員から先に修正議決した第17号令和3年度山梨県一般会計予算について賛成の、乙黒泰樹議員から先に議決した議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例について賛成の、卯月政人議員から先に修正議決した第17号令和3年度山梨県一般会計予算について反対の、流石恭史議員から先に議決した議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例について反対の、清水喜美男議員から先に議決した議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例について反対の、飯島修議員から先に修正議決した第17号令和3年度山梨県一般会計予算について賛成の、小越智子議員から先に修正議決した第17号令和3年

度山梨県一般会計予算及び先に議決した議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例について賛成の、それぞれ発言通告があったことが報告された。

- 従って、討論の発言順序は、卯月政人議員、渡辺淳也議員、皆川巖議員、飯島修議員、流石恭史議員、乙黒泰樹議員、清水喜美男議員、小越智議員の順とされた。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内であることが確認された。

(3) 採決方法について

- 採決については、先に修正議決したとおり第17号令和3年度山梨県一般会計予算を決するか否かを起立により採決し、否決された場合には、あらためて修正前の原案の審議に入ることとされた。その際、本会議を一旦休憩することとし、再開後、採決することとされた。次いで、先に議決したとおり議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例を決するか否かを起立により採決し、次いで、先に議決したとおり議第4号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例に対する附帯決議を決するか否かを起立により採決することとされた。
- 議員提出議案が再議に付された場合は、否決されると廃案となるので、あらかじめ御了承願う。
- 第17号令和3年度山梨県一般会計予算を先の修正議決のとおりを決すること、また、議第3号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例を先の議決のとおりを決することについては、地方自治法第167条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする。
- 特別多数決の場合は、議長も表決権を有することになる。
- 条例や予算以外の議決事件である議第4号山梨県顧問弁護士の選任等に関する条例に対する附帯決議を先の議決のとおりを決することについては、過半数議決となる。

2 本会議の再開時刻について

- 本会議の再開時刻は、午後5時10分とされた。

以上